

改正後	現行
<p style="text-align: center;">一般社団法人太田労働基準 協会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人太田労働基準協会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係諸法令の普及啓発、労務管理の改善、労働災害の防止及び健康の保持増進等のための活動を推進することによって、労働者の福祉の増進を図り、併せて労働生産性の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 労務管理、産業安全、労働衛生等に関する説明会、研修会、講演会及び表彰式等の開催に関すること。</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育及びその他の講習の実施に関すること。</p> <p>(3) 広報紙の発行、ホームページによる情報の提供及び資料の配布等に関すること。</p> <p>(4) 労務管理、産業安全、労働衛生に関する図書及び用品等の斡旋並びに販売に関すること。</p> <p>(5) 労務管理、産業安全及び労働衛生に関</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人太田労働基準 協会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人太田労働基準協会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係諸法令の普及啓発、労務管理の改善、労働災害の防止及び健康の保持増進等のための活動を推進することによって、労働者の福祉の増進を図り、併せて労働生産性の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) 労務管理、産業安全、労働衛生等に関する説明会、研修会、講演会及び表彰式等の開催に関すること。</p> <p>(2) 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育及びその他の講習の実施に関すること。</p> <p>(3) 広報紙の発行、ホームページによる情報の提供及び資料の配布等に関すること。</p> <p>(4) 労務管理、産業安全、労働衛生に関する図書及び用品等の斡旋並びに販売に関すること。</p> <p>(5) 労務管理、産業安全及び労働衛生に関</p>

する相談助言に関すること。

- (6) 会員間の連絡提携に関すること。
- (7) 関係官庁及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (8) 講習室等の貸出しに関すること。
- (9) その他、本法人の目的達成に必要なこと。

中 略

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は吉川彰充、同じく副会長は柳田堅氏、近藤勝、小林啓介、飯塚慎一、同じく専務理事は太田勝男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改 正

平成29年5月25日から改正施行する。

する相談助言に関すること。

- (6) 会員間の連絡提携に関すること。
- (7) 関係官庁及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (8) その他、本法人の目的達成に必要なこと。

中 略

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は吉川彰充、同じく副会長は柳田堅氏、近藤勝、小林啓介、飯塚慎一、同じく専務理事は太田勝男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。